

観光統計を活用した 実証分析に関する論文募集

募集要項

観光統計を活用した実証分析論文を募集します。

次世代を担う観光政策の研究者・実務者の研究を奨励するとともに、観光施策の企画・立案及び成果検証における観光統計の積極的な活用を促進することを目的として、「観光統計を活用した実証分析に関する論文」を募集します。

平成 23 年 7 月
国土交通省 観光庁

論文募集

- 観光統計を活用した実証分析に関する論文 -

観光は、地域経済の活性化や雇用機会の増大等による国民経済の発展、国や地域を越えた交流による相互理解の増進といった意義を有しており、観光立国の実現は、我が国の21世紀の国づくりの柱と言えるものです。

このため、平成18年12月の「観光立国推進基本法」の成立、平成19年6月の「観光立国推進基本計画」の策定及び平成20年10月の「観光庁」の発足など、国を挙げての体制整備が行われるとともに、各地域においても観光振興を目指す動きが活発化しています。

このような観光立国の実現に向けた取組を進めるに当たり、観光に関する統計は、観光政策の基盤として、行政・民間における施策やプロジェクトの企画・立案・成果検証に不可欠のものです。

観光庁においては、「旅行・観光消費動向調査」（平成15年度～）、「宿泊旅行統計調査」（平成19年～）及び「訪日外国人消費動向調査」（平成22年4月～）の実施、都道府県の観光入込客・観光消費額統計に関する「共通基準」の策定（平成21年12月）など、観光統計の整備に向けた取組を進めているところですが、観光統計が行政・民間における取組の基盤としての役割を果たすためには、観光統計が多くの研究者、実務家等に実際に活用されることを通じ、科学的・実証的アプローチに基づく観光振興施策が実施されていくことが何よりも重要です。

このため、次世代を担う観光政策の研究者・実務者の研究を奨励するとともに、観光施策の企画・立案及び成果検証における観光統計の積極的な活用を促進することを目的として、「観光統計を活用した実証分析に関する論文」を募集します。

観光統計を活用して、観光旅行に関する市場・産業分析や消費行動分析、観光振興施策の効果分析等を行った専門的な論文を対象とし、国、地方公共団体、観光事業者・関係団体等における観光に関する諸活動への貢献が顕著であると認められるものについて、観光庁長官による「長官賞」及び審査委員会による「審査委員会奨励賞」の表彰を行います。

テーマ例)・観光が地域にもたらす経済的・社会的効果

- ・国内観光旅行における現在・将来の消費行動の分析
- ・国内観光旅行の形態(宿泊・日帰り旅行、団体・個人旅行等)に関する分析
- ・訪日外国人の訪問実態の分析、マーケティング手法の分析
- ・観光産業の構造分析
- ・観光振興施策の効果分析 など

※募集に当たっては、次のような特色を持たせて実施します。

- (1) 実務家、若手研究者からの応募を歓迎します。
- (2) 特定の問題に焦点を当てた研究や具体的、個別的な事例研究も歓迎します。

1. 応募資格

個人、グループ、研究機関及び国籍は問いません。

2. 応募規定

- (1) 論文は本観光統計を活用した実証分析論文の審査結果発表時まで未発表（概要、口頭発表は未発表とみなす）のもので、著作権等に関し問題のないものに限ります。また、日本語または英語での応募を可とします。
- (2) 論文の対象は、日本を主題としてください（比較の対象として国外の状況に言及することは差し支えありません）。
- (3) 公的統計その他の信頼性の高いデータを用いるとともに、科学的・実証的アプローチに基づく分析を行うことに留意してください。
- (4) 論文の作成に当たり、観光庁が実施する統計調査の成果（「旅行・観光消費動向調査」、「宿泊旅行統計調査」及び「訪日外国人消費動向調査」の集計結果及び分析結果を活用することを推奨します。なお、(3)に留意の上、他の統計を活用することについても差し支えありません。
- (5) 提出するもの：論文、要約、応募票及びCD-R（論文（Word及びPDF）、要約（Word及びPDF）、応募票（Word）を納めたもの）
 - ①規格：縦A4判（40字×40行、横書き）
 - ②枚数：論文は10枚以上15枚以下
要約は1枚以内
 - ③図表等：図表、脚注、注、参考文献、写真等は上記枚数に含まれます。（図表等は本文との対応関係を分かりやすく配置してください。）
- (6) 論文、要約、応募票及びCD-Rは返却しません。

3. 応募期間

平成23年7月29日（金）～同年11月18日（金）まで（当日消印有効）

4. 審査・発表

- (1) 有識者による「審査委員会」を設置し、審査のうえ、優秀な論文を決定します。
- (2) 審査は応募者の名前を伏せて厳正に行います。
- (3) 応募規定に充たないものは、審査の対象となりません。
- (4) 審査に当たっては、要約も重視します。
- (5) 審査結果は平成24年2月頃に通知するとともに、入賞者には、観光庁長官から表彰状が贈られます。また、入賞論文は、観光庁HP等に発表します（その他、官公庁の機関紙等への掲載を検討）。
<http://www.mlit.go.jp/kankocho/>
- (6) 論文の著作権は、応募者本人に帰属します。

5. 審査委員

桜本 光 慶應義塾大学商学部教授
兵藤 哲朗 東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授
西村 幸夫 東京大学副学長
梅川 智也 財団法人日本交通公社研究調査部長
沢登 次彦 株式会社リクルート
旅行ディビジョン じゃらんリサーチセンター センター長

6. 応募先及び問い合わせ先

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
国土交通省 観光庁 参事官（観光経済担当）付 観光統計担当
TEL : 03-5253-8111（内線 27-214, 27-216,）
FAX : 03-5253-1563

募集要項はホームページにも掲載しています。

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/ronbun.html>